# 食費・居住費補助事業(荒川区独自制度)

施設を利用する際にかかる、食費と居住費の一部を補助する区の事業です。

介護保険負担限度額認定(※裏面を参照)の対象とならない方を対象としています。

#### 対象となる方

- 介護保険施設 (特養・老健・介護医療院)・ショートステイを利用する方のうち、介護保険負担限度額認定の対象とならない方
- 〇 グループホーム(認知症対応型共同生活介護)・小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスを利用する方

上記の方のうち、以下の①~③をすべて満たす方が対象となります。ただし、生活保護受給者は除きます。

- ① 利用する本人が住民税非課税であること
- ② 利用する本人及びその配偶者の預貯金等が、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること
- ③ 利用者の属する世帯の課税合計所得金額が500万円以下であること
  - ※別世帯の配偶者や内縁関係の者の所得も合算する

### 補助金額

利用者 負担段階	所得の状況	介護保険施設・短期入所	グループホーム・小規模多機能
I	老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が 区民税非課税の方※生活保護受給者は対象外		
2	本人及び世帯全員が区民税非課税で、前年の 合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	負担限度額認定適用 ※裏面を参照	1,000円/日
3	本人及び世帯全員が区民税非課税で、第2段 階以外の方		500円/日
4	本人が区民税非課税で、世帯内に区民税課税者がいる方(うち、世帯の前年の課税合計所得金額が500万円以下)	500円/日	250円/日

#### 申請に必要なもの

- ① 印鑑(本人及び配偶者の物)※認印可
- ② 本人及び配偶者の預貯金等を確認できるもの全て
  - ・全ての預貯金通帳(申請日から2ヶ月間の履歴が必要)
    - ※コピーの場合、表紙を1枚めくったページ(銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分)も必要。
  - ・定期預金、定額貯金等の証書(定期預金等がある場合のみ)
  - ・証券会社や銀行の口座残高の写し(投資信託・有価証券等がある場合のみ)
  - ・借用証明書の写し(基準額を超える預貯金等があり、負債がある場合のみ)
- ③ 申請者(来庁者)の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等。後見人の場合は登記事項証明書も必要。)
- ④ (配偶者の課税地が区外の場合のみ)配偶者の(非)課税証明書の写し

#### 注意

- ① 補助認定の有効期間は、申請された月の初日からとなります。
- ② 補助金の支払い方法は、利用される事業所によって異なります。詳細は、認定決定通知にてご案内します。

#### 【問い合わせ】

荒川区福祉部介護保険課介護給付係

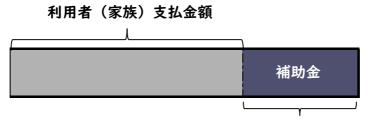
〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3 荒川区役所2階 ①番窓口 【03(3802)3111 内線 2432

## 補助金請求の方法

# 〇区内事業所 (施設) を利用の場合※一部を除く

事業所が補助金額相当を引いた金額で利用者(家族)へ請求します。

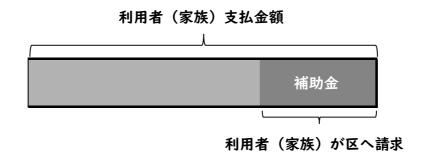
その後、事業所が、区に補助金を請求します。(現物給付方式)



事業所(施設)が区へ請求

# 〇区外事業所(施設)を利用の場合

施設へ一旦全額を支払った後、利用者(家族)が2~3ヶ月毎に区へ補助金を請求します。(償還払い方式)



# ※参考 介護保険負担限度額認定(国の制度)

# 〇軽減対象

施設サービス (特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院)、ショートステイ利用時の食費と居住費 〇対象者

- ① 世帯全員が非課税であること(別世帯の配偶者や内縁関係の者を含む)
- ② 利用者本人及び配偶者の預貯金等が以下の表の金額以下であること

利用者 負担段階	所得の状況	預貯金等の 資産の状況
	生活保護受給者の方等	要件なし
I	世帯と一大を表現である。	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
2	全 員 前年の合計所得金額+年金収入額が が 80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下
3 - ①	住 民 前年の合計所得金額+ 年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下
3 - ②	非 誤 前年の合計所得金額+年金収入額が I 2 0 万 円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下